
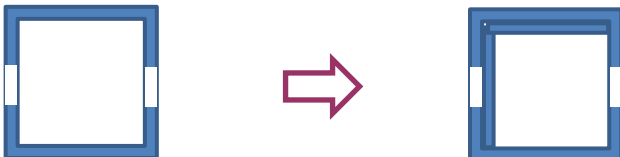
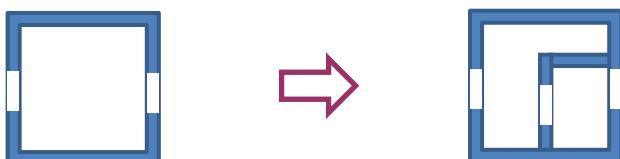

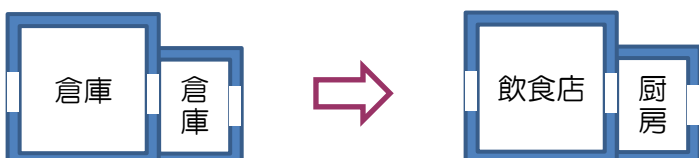
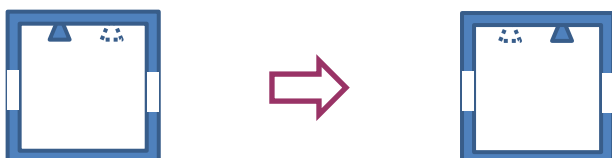


# 消防法・建築基準法の順守について

飲食・保育・介護等の事業を行う場合には、事業の許認可に係る関係法令をはじめ、消防法・建築基準法等の法令についても順守する必要があります。特に既存の建物を活用して次の行為を行う場合は、建物の所有者にその旨知らせると共に、建物に詳しい建築士や施工業者と相談し、法令への適合性について十分に確認した上で、事業開設等の申請・届出の手続きをお願いいたします。

消防法・建築基準法に関して不明な点がございましたら、事業を開設する部分の図面及び建物全体の図面を用意していただき、管轄の消防署と建築担当部局へ相談してください。

区分	法令の適合性の確認（○：必要）	
	消防法	建築基準法
<p>◆既存の建物に増築するとき</p> 	○	○ ※原則、建築確認申請の手続きが必要になります。（延べ面積が増える場合には、建築確認申請の手続きが必要になる場合があります）
<p>◆既存の建物をリフォームするとき</p> <p>例：内装工事等で、既存の窓を塞ぐ</p>  <p>例：間仕切壁を設けて、部屋を細かく仕切る</p> 	○	○ ※建築確認申請の手続きが不要であっても、法に適合させる必要があります。
<p>◆既存の建物の用途を特殊建築物の用途に変えるとき</p> <p>例1：事務所として使用していた建物で保育事業をはじめめる</p>  <p>例2：倉庫として使用していた建物で飲食店をはじめめる</p> 	○	○ ※用途を変更する部分の延べ面積が200㎡を超える場合は、建築確認申請の手続きが必要となります。 ※例1・2以外で、既存の建物の用途を変更する場合であっても、手続きが必要となる場合があります。
<p>◆消防用設備等をつけるとき・改修するとき</p> 	○	—

※ 区分欄に掲載の事項は、一例を示したものです。

※ 相談を円滑に進めるため、建築士や施工業者による法令適合の事前確認をお願いします。

※ 厨房設備や火気使用設備を設けるときは、法令への適合性の確認をお願いします。

※ 相談内容によっては、建物に詳しい建築士や施工業者への聴き取りや、建物に関する詳細図面(確認済証や確認通知書に付いている図面や竣工図)が必要となる場合があります。

# ～防火対象物使用開始届出書の届出について～

宇部・山陽小野田消防局の管内では、火災予防条例の規定により、建物(の一部)を新たに使用し又は用途の変更等をする場合は、使用開始しようとする日の7日前までに、防火対象物使用開始届出書を管轄の消防署長に届け出る義務があります。

届出義務者は、建物の全部または一部を新たに使用(変更)しようとする方(事業主等)です。届出後、消防法令に適合しているかどうか消防職員が検査に伺います。

検査の結果、不備等の指摘があるものについては、早急に是正する必要があります。

## 【検査内容】

建物所有者による建物全体の防火管理者選任届出、消防計画作成届出、カーテン・じゅうたん等の防災処理、消防用設備(消火器・誘導灯・自動火災報知設備・避難器具など)の適正な設置及び消防署への点検結果報告の有・無など

## 【関係機関 お問い合わせ先】

### ○消防法関係(対象となる建物の所在地を管轄する消防署へ)

#### 【宇部市内の建物】

消防署	住所	電話番号	FAX
宇部中央消防署	宇部市港町二丁目3番30号	0836-21-6115	0836-21-6118
宇部西消防署	宇部市厚南中央五丁目6番22号	0836-41-9600	0836-41-4334

#### 【山陽小野田市内の建物】

消防署	住所	電話番号	FAX
小野田消防署	山陽小野田市高栄一丁目6番1号	0836-83-2702	0836-83-0233
山陽消防署	山陽小野田市大字厚狭487番地9	0836-71-0119	0836-71-1280

※その他の地域の方は、管轄の消防本部へ確認をお願いします。

#### 【各種申請様式】

宇部・山陽小野田消防組合 申請書ダウンロード <https://www.ube-sansho119.jp/download/>

### ○建築基準法関係(対象となる建物の所在地を管轄する市役所、宇部土木建築事務所等へ)

#### 【宇部市内の建物】

担当課	住所	電話番号
宇部市都市整備部建築指導課	宇部市常盤町一丁目7番1号	0836-34-8434

#### 【山陽小野田市内の建物(法第6条1項1～3号建築物)】

担当課	住所	電話番号
宇部土木建築事務所建築住宅課 (美祢市駐在)	美祢市大嶺町東分3449-5	0837-52-1660

#### 【山陽小野田市内の建物(法第6条1項4号建築物)】

担当課	住所	電話番号
山陽小野田市建設部都市計画課建築指導室	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	0836-82-1215

※その他の地域内の建物については、山口県又は関係市役所へ確認をお願いします。